

名寄の冬を楽しく暮らす条例

平成 18 年 9 月 15 日
条例第 240 号

(前文)

氷点下 30 度のしばれ、青空に映えてきらきら輝く樹氷、厳寒の朝夕に姿を現すサンピラー、このような自然環境の中で、私たち名寄市民は真っ白い雪像がならぶ街並みをつくるなど、北国特有の生活と文化を創りだしてきました。

しかし、雪や寒さとの付き合いは、いまだ必ずしも十分とはいえません。私たちは「名寄の冬をもっと楽しく、より快適に暮らすこと」を願っています。

私たちは、一人ひとりの創意と工夫、責任と役割により、雪が多く寒い気候・風土に適した、名寄らしい魅力のある生活環境と文化の創造に努め、より快適で楽しく暮らせるまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市と市民が互いに協力し、一体となって冬に強いまちづくりをすすめる、快適な市民生活と、雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにすることを目的とします。

(市の責務)

第 2 条 市は、この条例の目的を達成するため、庁内組織を設置し、次の項目について取り組みます。

- (1) 冬の快適な生活空間の確保に努めます。
- (2) 冬に強い住宅の普及に努めます。
- (3) 北国の冬を楽しく、暖かくすごす衣生活の普及に努めます。
- (4) 冬の環境を活かした豊かで楽しい食文化の普及に努めます。
- (5) スキー、カーリング等の冬のスポーツ及びレクリエーション、それに関わるイベントの振興を図ります。
- (6) 名寄らしい冬の生活文化の創造に努めます。
- (7) 雪や寒さを活かした産業の振興を図ります。

2 市は、前項の実施にあたり、高齢者や障害者などに配慮するとともに、市民が自主的に実施する雪と寒さ対策について適切な支援と調整を行います。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、冬に親しみ、冬を楽しむ暮らしづくりと快適な冬の生活環境づくりのため、創意と意欲をもって、次の項目について積極的に取り組みます。

- (1) 冬の生活空間の確保のため、除・排雪に協力するよう努めます。
- (2) 雪処理、落雪等に対しては、互助協力の意識をもって、北国の生活マナーを守ります。
- (3) 北国の冬にふさわしい暖かく、楽しい装いに創意工夫します。
- (4) 冬の環境を活かし、豊かな地場産物を利用した北国の食文化づくりをすすめます。
- (5) 冬の生活が快適になる住まいづくりをすすめます。
- (6) 冬の生活をいきいきと過ごすため、スキー、カーリング等の冬のスポーツ活動に参加します。

- (7) 冬の生活が楽しいものとなるようアウトドア行事をはじめ、冬のレクリエーション、イベントなどを創意工夫し、参加します。
- (8) 冬の自然環境を活かした芸術文化活動をすすめます。

(利雪親雪推進市民委員会)

第4条 この条例を積極的に推進するために、名寄市利雪親雪推進市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置き、市民委員会は次の項目の提言等に取り組みます。

- (1) 雪と寒さに強いまちづくりの推進に関する事。
- (2) 雪と寒さに親しむ暮らしづくりの推進に関する事。
- (3) その他必要と認められる事項に関する事。

(推賞)

第5条 市は、市民や団体が他の模範となる利雪、親雪に関わる活動に対し、市民委員会に諮って「名寄市ホワイトマスター」の称を贈り、推賞します。

(委任事項)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。